

大和市青少年センター条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第39号

### 大和市青少年センター条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、大和市青少年センター条例（平成8年大和市条例第15号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

#### (開館時間及び休館日)

第2条 青少年センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月第3月曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、第1項の開館時間及び前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

#### (利用の申込等)

第3条 条例第4条第1項の規定による利用承認を受けようとする者は、青少年センター利用申込書により市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、条例第3条第1号又は第2号に該当する者にあつては、センターを利用する日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の1日、同条第3号に該当する者にあつては、利用日の属する月の1月前の1日（当該それぞれの月の1日が、大和市の休日定める条例（平成元年大和市条例第3号）第1条に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

#### (利用の承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあつたときは、利用の承認又は不承認を決定し、青少年センター利用承認（不承認）決定通知書により当該申込者に通知するものとする。この場合において、条例第4条第2項の規定により利用を承認しないときは、その理由を付すものとする。

(利用の変更又は取消し)

第5条 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の変更又は取消しをしようとするときは、遅滞なく青少年センター利用変更（取消）申請書に前条の青少年センター利用承認（不承認）決定通知書を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、市長が止むを得ない理由があると認めたときは、書類による手続を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、青少年センター利用変更（取消）決定通知書により利用者に通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 他の利用者及び来館者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、扉等にはり紙を掲げ、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 許可なく寄付金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (5) 許可なく危険な物品又は動物（身体障害者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬で、同法第12条第1項に規定する表示をしたものを除く。）を持ち込まないこと。
- (6) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。
- (7) 関係職員の指示に従うこと。

(管理上の立入り)

第7条 利用者は、関係職員が管理上特に必要があつて利用に係る施設への立入りを要求したときは、これを拒むことができない。

(損傷等の届出)

第8条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及びその理由を市長に届け出なければならない。

(様式)

第9条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	青少年センター利用申込書	第3条
第2号様式	青少年センター利用承認（不承認）決定通知書	第4条及び第5条
第3号様式	青少年センター利用変更（取消）申請書	第5条
第4号様式	青少年センター利用変更（取消）決定通知書	第5条